

大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、勤務医の過重労働の軽減及び、男女を問わず出産・育児、介護と勤務との両立を可能とすることで多様な働き方の導入を促進し、医師の離職防止・復職支援を図るため、大分県医師短時間正規雇用支援事業実施要綱に基づき、医療機関が短時間正規雇用を導入するために要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額の算定方法)

第2条 この補助金の額は、次により算定するものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額(ア)を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額に第3欄に定める補助率(ア)を乗じて得た額(ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助額aとする。
- (3) 次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額(イ)を比較して少ない方の額を選定する。
- (4) 前号により選定した額に第3欄に定める補助率(イ)を乗じて得た額(ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を補助額bとする。
- (5) 補助額aと補助額bを合計した額を補助額とする。

補助対象経費	基準額	補助率
出産・育児、介護を理由に短時間正規雇用する医師に係る代替医師の確保に必要な次に掲げる経費	(ア) 1か所当たり 11,140千円	(ア) 1/2以内
給与費(非常勤職員給与費、法定福利費等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	(イ) 1か所当たり次 により算出された額 月額426千円×事業 月数	(イ) 1/6以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次の掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額明細書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 誓約書（別紙4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

（補助条件）

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙5)
- (2) 実績額明細書(別紙6)
- (3) 収支精算書(別紙7)
- (4) 就業規則及び雇用契約書又はこれに類するものの写し
- (5) 賃金台帳又はこれに類するものの写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附則 この要綱は、平成21年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成22年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成23年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成25年度の予算に係る大分県短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成30年度の予算に係る大分県女性医師短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

附則 この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年度において、下記のとおり大分県医師短時間正規雇用支援事業を実施
したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県医師短時間正規
雇用支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額明細書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 誓約書（別紙4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

事業実施計画書

診療科	施設の現況		制度導入 及び変更 開始年月	短時間正規雇用者		代替医師	
	現医師数	制度導入及び変更 前の勤務形態		短時間正 規雇用対 象者数	短時間正 規雇用 者の勤務形態	採用予 定代替 医師数	代替医師の 勤務形態

- (注) 1 「制度導入及び変更前の勤務実態」欄については、現在の勤務体制における問題点等をあわせて記載すること。
- 2 「制度導入及び変更開始年月」欄については、導入・変更にあたって対象となる短時間正規雇用者及び採用・雇い上げ等で代替医師を迎え入れた日をもって開始年月とすること。
- 3 「短時間正規雇用者の勤務形態」及び「代替医師の勤務形態」欄については、短時間勤務制度の導入・変更後の勤務体制及び勤務時間数等を記載すること。

別紙 2

所要額明細書

区分	対象経費		基準額		選定額	補助金 所要額
	支出予定額	算出内訳	基準額	算出内訳		
給与費	円		(ア)		円	円
非常勤職員給与費					(ア)	(ア)
法定福利費等						
賃金			11,140,000			
報償費(謝金)						
旅費						
需用費						
消耗品費			(イ)		(イ)	(イ)
印刷製本費						
役務費(通信運搬費)				月額426千円 ×〇月		
使用料及び賃借料						
委託料						
合計						

- (注) 1 「選定額」欄については、「対象経費の支出予定額」と「基準額」欄 (ア) 又は (イ) とをそれぞれ比較して少ない方の額を記入する。
- 2 「補助金所要額」欄 (ア) については、「選定額」欄 (ア) × 補助率 1 / 2 で算出する。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 3 「補助金所要額」欄 (イ) については、「選定額」欄 (イ) × 補助率 1 / 6 で算出する。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

別紙3

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
給与費		
賃金		
報償費(謝金)		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び 賃借料		
委託料		
計		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第4条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年
度大分県医師短時間正規雇用支援事業について、下記のとおり変更したいので、承
認されるよう、大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱第4条の規定
により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

(注)

以下、第1号様式の記以下に準じて作成するものとし、「事業の目的」を「変更の理由」と読み替え、変更前と変更後が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、添付書類についても上記と同様とする。

第3号様式（第5条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 補助条件 | | |
- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

- (6) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (7) (1)の知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

第4号様式（第8条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金について、精算払（概算払）の方法に
より補助金 円を交付されるよう大分県医師短時間正規雇用支援事業
費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残 額

（注）精算払請求の場合は、「1 交付決定額」の次に「2 額の確定額」を追加し、
2、3を3、4とし「4 残額」は削る。

第5号様式（第9条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県医師短時間正規雇用支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果等

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙5）
- (2) 実績額明細書（別紙6）
- (3) 収支精算書（別紙7）
- (4) 就業規則及び雇用契約書又はこれに類するものの写し
- (5) 賃金台帳又はこれに類するものの写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

事業実績報告書

診療科	施設の現況		制度導入 及び変更 開始年月	短時間正規雇用者		代替医師	
	現医師数	制度導入及び変更 前の勤務形態		短時間正 規雇用対 象者数	短時間正 規雇用 者の勤務形態	採用予 定代替 医師数	代替医師の 勤務形態

- (注) 1 「制度導入及び変更前の勤務実態」欄については、導入前の勤務体制における問題点等をあわせて記載すること。
- 2 「制度導入及び変更開始年月」欄については、導入・変更にあたって対象となる短時間正規雇用者及び採用・雇い上げ等で代替医師を迎え入れた日をもって開始年月とすること。
- 3 「短時間正規雇用者の勤務形態」及び「代替医師の勤務形態」欄については、短時間勤務制度の導入・変更後の勤務体制及び勤務時間数等を記載すること。

実績額明細書

区分	対象経費		基準額		選定額	補助金 所要額
	支出済額	算出内訳	基準額	算出内訳		
給与費	円		(ア)		円	円
非常勤職員給与費					(ア)	(ア)
法定福利費等						
賃金			11,140,000			
報償費(謝金)						
旅費						
需用費						
消耗品費			(イ)		(イ)	(イ)
印刷製本費						
役務費(通信運搬費)				月額426千円 ×〇月		
使用料及び賃借料						
委託料						
合計						

- (注) 1 「選定額」欄については、「対象経費の支出済額」と「基準額」欄(ア)又は(イ)とをそれぞれ比較して少ない方の額を記入する。
- 2 「補助金所要額」欄(ア)については、「選定額」欄(ア)×補助率1/2で算出する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。
- 3 「補助金所要額」欄(イ)については、「選定額」欄(イ)×補助率1/6で算出する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

別紙 7

収支精算書

1 収入

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	比較増減
県補助金			
自己資金			
計			

2 支出

(単位：円)

項 目	予 算 額	精 算 額	比較増減
給与費			
賃 金			
報償費(謝金)			
旅 費			
需用費			
役務費			
使用料及び 賃借料			
委託料			
計			

第6号様式（第10条関係）

年度大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで提出された 年度大分県医師短時間正規雇用支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円は金 円に確定したので、大分県医師短時間正規雇用支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。